

それ、本当に  
**大丈夫?**

え!?気になっていた化粧品が  
期間限定でお得になってる!  
**買っちゃお♪**

いわて消費者トラブル  
防止啓発キャラクター  
**まてのすけ**

副業・情報商材や  
マルチなどの  
**もうけ話**

エステや  
美容医療などの  
**美容関連**

健康食品や  
化粧品などの  
**定期購入**

誇大な広告や  
知り合った相手からの  
勧誘などの  
**SNSきっかけ**

出会い系サイトや  
マッチングアプリの  
**出会い系**

「大丈夫かな…」と少しでも不安に思ったら…

**相談  
無料**

弁護士が直接アドバイス!

**若者専用** 消費者トラブル  
ホットライン

**まてふおん**

専用  
電話



**019-625-5250**

相談受付日時 毎月2回 / 16:30~18:00

相談時間は1件あたり、**30分程度**です。

相談受付の日程や、消費者トラブルの被害・ご相談、その他詳しい情報については  
岩手県立県民生活センターのホームページや各種SNS (Twitter、Facebook) をご確認ください。

岩手県立  
県民生活センター  
ホームページ



facebook

岩手県立県民生活センター



Twitter

@iwatekensen



岩手県立  
県民生活  
センター

〒020-0021 盛岡市中央通3丁目10-2

ご存知  
ですか？

2022年4月から

成年年齢が

20歳 →

18歳  
になりました！

### 18歳からできること

- 親などの同意なしでの契約
- クレジットカードの作成
- 結婚（男女共に18歳に統一）
- 公認会計士資格・医師免許等の取得
- 10年有効パスポートの取得
- 性別の取り扱いの変更申し立て...など

### “未成年者取消権”の保護がなくなる？

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、原則として「**未成年者取消権**」で取り消すことができますが、成年年齢が引き下げられたことにより**18歳から**「未成年者取消権」が行使できなくなります。このタイミングを狙って、契約に関する**知識や社会経験の少ない新成人**を狙う悪質な事業者が増えることが懸念されます！

※成人（18歳）になると一人で有効な契約ができますが、一方的に取り消すことはできません。



## 近年、若者を中心に増えているトラブル

副業・情報商材や  
マルチなどの  
もうけ話

エステや  
美容医療などの  
美容関連

健康食品や  
化粧品などの  
定期購入

誇大な広告や  
知り合った相手からの  
勧誘などの  
SNSきっかけ

出会い系サイトや  
マッチングアプリの  
出会い系

デート商法などの  
異性・恋愛  
関係

就活商法や  
オーディション  
商法などの  
仕事関連

賃貸住宅や  
電力の契約などの  
新生活  
関連

消費者金融からの  
借入れや  
クレジットカードなどの  
借金

スマホや  
ネット回線などの  
通信契約

「簡単に稼げる」「今だけ」「限定」「お得」などの言葉で勧誘するケースが増加しています。

### よくある相談事例

国民生活センターのホームページでは、消費者から受け付けた一般的な相談事例を紹介しています。

▶ [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/wakamono.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html)



県民生活センターでは、若者の消費者トラブルを防止し、解決をお手伝いするため、弁護士から直接アドバイスが受けられる**若者専用の無料相談電話「まてふおん」**を設置しています。

「大丈夫かな…」と少しでも不安に思ったら…

一人で悩まず、まずはご相談ください。



メールによる消費生活相談も受け付けております。

✉ [syohi@pref.iwate.jp](mailto:syohi@pref.iwate.jp)

- 消費生活相談員が、相談内容を確認のうえ、電話で回答します。（メールでの回答はしていません。）
- 電話は平日9時～17時、土日10時～15時30分の時間帯に行います。
- メールでの相談は24時間受け付けておりますが、回答までに時間がかかることがあります。
- 特に、土・日・祝日や年末年始に送信いただいた場合は、回答までの日数を要する場合があります。
- お急ぎの場合やまてふおんに関する問い合わせは、**消費生活相談専用電話（TEL.019-624-2209）**にご連絡ください。

### 利用方法

- (1)件名は「**メール相談（～について）**」と記載してください。  
例：メール相談（身に覚えのない請求について）
- (2)本文には、必ず次の事項を記載してください。  
①氏名（フリガナ）／②年齢／③お住まいの市町村名／④連絡先電話番号／⑤相談内容（相談内容はできるだけ詳細に整理して記載ください。）  
※相談に対応するためには、詳しい内容の聞き取りが必要ですので、**電話番号のない相談への対応はできません。**
- (3)ファイル（写真や動画等）は**絶対に添付しないでください。**  
セキュリティ対策のため、ファイルが添付されたメールは開封しません。